

答弁書第一八七号

内閣参質一七七第一八七号

平成二十三年六月十七日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡 武 夫 殿

参議院議員藤井孝男君提出中国系団体による尖閣諸島周辺の領海侵犯計画に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤井孝男君提出中国系団体による尖閣諸島周辺の領海侵犯計画に関する質問に対する答弁書

一について

報道等によれば、お尋ねの討論会では、中国、香港、台湾、マカオの活動家等が参加し、尖閣諸島に関する彼らのこれまでの活動や今後の活動の方向性等について議論が行われたと承知している。

二について

御指摘の団体が、全世界の華人に対し千艘せんそうの船で魚釣島を目指すよう呼びかけを行っていると報道や、既に大型客船を予約し千二百人に声をかけて魚釣島の周辺で大規模な海上デモ活動を行う予定であったとの報道があったことは承知しているが、お尋ねの点について具体的にお答えすることは、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあることから、差し控えたい。

三について

報道等によれば、御指摘の団体の責任者は、本年六月に予定していた計画は取りやめる旨を明らかにしているとの承知しているが、政府としては、引き続き、関連情報の収集を行い、関係省庁において当該情報

の共有を図るとともに、万全の体制で警備に当たる考えである。

四について

政府としては、御指摘の団体による上陸を認める考えはない。

五及び六について

政府としては、我が国に不法上陸する目的をもった外国人が乗り込んだ外国船舶が我が国領海内に侵入しようとする場合においては、当該船舶に対し、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）に違反する行為を防止するために必要な措置を実施することとしている。